

# 中国労災病院職業倫理規程

平成20年4月21日制定

すべての職員が病院理念及び基本方針に基づき、意欲と誇りをもって医学・医療の使命を果たすことを目的とし、次のとおり職業倫理に関する規程を定める。

1. 品位を保ち良識ある職業人として医療に携わることができるよう、常日頃から人格・教養を高め、資質の向上に努めること。また、質の高い医療の提供を目標とし、医療知識の修得と技術の向上に努力と研鑽を重ねること。
2. 医療におけるあらゆる場面で細心の注意を払い、科学的根拠に基づいた安全で安心できる医療体制の確立に取り組むこと。
3. 患者の人権を最大限尊重し、心のこもった十分な説明と同意に基づく患者本位の医療を実践すること。
4. 職務上知り得た個人情報の取り扱いには厳格に対応し、守秘義務を遵守すること。
5. 職種間の交流を促進し、互いに尊敬と理解に基づいた良き協力関係を築き上げ、チーム医療による適切で最善な医療を提供できるよう努めること。
6. 地域医療機関との積極的な連携により、地域医療の向上に貢献するとともに、法規範の遵守に努めること。
7. 良質な医療を提供できるよう、自ら自身の健康保持と増進に努めること。

附 則

この規程は、平成20年4月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年11月28日から施行する。